

設問①に関するご意見について

項目	番号	意見	意見等に対する考え方
反対	1	反対	・ビワマス採捕量を把握し、資源の持続的な利用を図るため、7月～9月はプレジャーボート使用者による全てのビワマス遊漁を禁止し、平成30年12月以降は、船舶を用いた全てのビワマス遊漁を承認制に移行することが必要と考えています。
	2	遊漁船業者も7月～9月は禁止すべき	・遊漁船業者は生業であることを考慮して期間制限は導入せず、尾数制限(業者の持ち帰りは禁止)および隻数制限を継続します。
	3	釣れないので禁止しなくてもよい	・遊漁の技術革新は著しいことから、全てのビワマス遊漁を承認制に移行し、ビワマス資源の持続的な利用を図る制度を目指しています。
	4	尾数制限でコントロールすべき	・プレジャーボート使用者については、実効性が高いと判断した期間制限を導入しています。
	5	プレジャーボート使用者と遊漁船業者が分けられていることに反対	・遊漁船業者は生業であることを考慮して期間制限は導入せず、尾数制限(業者の持ち帰りは禁止)および隻数制限を継続します。
	6	遊漁船業者や漁師も含めて禁止すべき	・遊漁船業は隻数が40隻に制限されており、ビワマスの持ち帰りが5尾/乗客に制限されています。 ・漁業を営んでいる方と遊漁者の方を同じ規制とすることは考えていません。
	7	7月～9月に期間限定で釣れるようにしてほしい	・ビワマス採捕量を把握し、資源の持続的な利用を図るため、7月～9月はプレジャーボート使用者による全てのビワマス遊漁を禁止し、平成30年12月以降は、船舶を用いた全てのビワマス遊漁を承認制に移行することが必要と考えています。
	8	ジキング釣りのみ認めてほしい	
	9	各自の釣り方は自由	・ビワマス採捕量を把握し、資源の持続的な利用を図るため、7月～9月はプレジャーボート使用者による全てのビワマス遊漁を禁止し、平成30年12月以降は、船舶を用いた全てのビワマス遊漁を承認制に移行することが必要と考えています。 ・委員会指示の範囲内であれば各自の釣り方で行っていただけます。
	10	1, 2年では状況が読めないなので、5年位は同じ条件で情報収集していくべき。ただ、著しくビワマスの減少が見られる場合は単年度ごとに見直すくらいの柔軟さは必要。	・ビワマスの資源状況を把握しつつ適切に対応していきます。
	11	引縄釣りが禁止されたため他の釣り方を研究開拓しようと多大な労力をつぎ込んだのにそれも禁止というのは納得ができない。	・ビワマス採捕量を把握し、資源の持続的な利用を図るため、7月～9月はプレジャーボート使用者による全てのビワマス遊漁を禁止し、平成30年12月以降は、船舶を用いた全てのビワマス遊漁を承認制に移行することが必要と考えています。 ・委員会指示の範囲内であれば各自の釣り方で行っていただけます。

反対	12	ルール変更を繰り返すことでルール無用のやりたい放題になる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ビワマスの資源状況を把握しつつ、出来る限り早く制度の内容を固定化したいと考えています。 ・委員会指示の内容について、琵琶湖海区漁業調整委員会HPをはじめ、あらゆる機会を通じて周知に努めていきます。 ・県に対して監視の強化を求めます。
	13	狭い範囲でジキング、エサ釣りや引縄釣りが同時に釣るのはトラブルの原因になるかもしれない。	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会指示は漁業調整およびビワマス資源の維持のために出されるもので、船舶の航行の安全については、他の関係法令によって規定されています。 ・安全確保は、これまで同様、体調や天候等に十分留意するなど、自己の責任において行ってください。
	14	ジキング釣等の影響の把握が先	<ul style="list-style-type: none"> ・ビワマス採捕量を把握し、資源の持続的な利用を図るため、7月～9月はプレジャーボート使用者による全てのビワマス遊漁を禁止し、平成30年12月以降は、船舶を用いた全てのビワマス遊漁を承認制に移行することが必要と考えています。
	15	すべてのビワマス遊漁を承認制とし、7月～9月末の間も採捕報告をまとめたうえで採捕量が多ければ禁止ということにしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・人数制限の撤廃による承認者数の増加に伴う採捕量の増加を勘案して、ビワマス資源を維持できる採捕量となるようにプレジャーボート使用者の承認期間を12月1日から6月30日までに設定しました。 ・漁業者が行うビワマスの刺網漁業は6月以降に本格化することから、漁業と調整を図ることも考慮しました。
	16	7月～9月末が禁止される正当な根拠が不明確。	<ul style="list-style-type: none"> ・ビワマス採捕量を把握し、資源の持続的な利用を図るため、7月～9月はプレジャーボート使用者による全てのビワマス遊漁を禁止し、平成30年12月以降は、船舶を用いた全てのビワマス遊漁を承認制に移行することが必要と考えています。
	17	他の魚種を狙った場合と区別が困難となるため反対する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県に対してビワマスを狙った釣行であるか十分確認したうえで取締りを実施するように求めます。
	18	現状のルールを知らない者が多く、また、広く広報等できていない現状では、今後も違法にマス釣りをする者は今後もなくならないと思う。	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会指示の内容について、琵琶湖海区漁業調整委員会HPをはじめ、あらゆる機会を通じて周知に努めていきます。 ・県に対して監視の強化を求めます。
	19	ビワマスが少なくなったと感じることはなく、ジキングやエサ釣りについて禁止しなくても良いと思う。	<ul style="list-style-type: none"> ・水産試験場の解析ではビワマス資源は維持されており、滋賀県漁業協同組合連合会による増殖事業や本委員会の指示による規制の成果と考えています。